

令和7年4月22日

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公印省略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
I-055	総合職官庁訪問に係る会場設営に関する役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和7年6月27日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年5月13日（火）10：30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。  
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

## 11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。  
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。  
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。  
(4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年5月9日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。  
(5) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(6) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス : naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 松井 電話 03-3268-3111 内線 20814

## 仕 様 書

件 名	総合職官庁訪問に係る会場設営に関する業務	作成年月日
		令和7年4月7日
		作成担当課
		大臣官房秘書課

### 1 総則

この仕様書は、総合職官庁訪問に係る会場設営及び撤収に関する役務について規定する。

### 2 総合職官庁訪問について

総合職官庁訪問（以下「官庁訪問」という。）は、総合職職員を選考するための採用活動の一プロセスである。

### 3 実施場所（別紙第1参照）

防衛省本省（東京都新宿区市谷本村町5-1 A棟2階講堂及びE2棟）

### 4 業務実施内容

契約相手方は、以下の各項に規定する内容について、官側と密接に調整を図り、業務を実施するものとする。

#### （1）業務実施体制

契約相手方は、契約内容の確実な履行、業務従事者の指揮監督及び大臣官房秘書課との連絡調整について、総括できる業務管理責任者（設置・撤収日に作業を現場にて管理する者）を1名指定し、本契約締結後速やかに官側に通知するとともに本役務に従事する者の名簿及び車両情報を本契約締結後速やかに官側に提出する。

#### （2）実施計画書の作成

本契約締結後速やかに役務実施計画書を提出し、官側の確認を受けること。

#### （3）パーテーション、机及び椅子の設置及び撤収

契約相手方は、以下に規定する設置・撤収要領等に基づき、A棟2階講堂（以下「講堂」という。）及びE2棟会議室内での器材の設置及び撤収を行う。

講堂の設営については、2025年6月6日（金）1000以降実施可能とし、同日1500までに完了させるものとし、撤収については、2025年6月25日（水）1100以降実施可能とし、同日1700までに完了させる。

E2棟会議室の設営については、2025年5月29日（木）1000以降実施可能とし、同日1500までに完了させるものとし、撤収については、2025年6月25日（水）1100以降実施可能とし、同日1700までに完了させる。

なお、器材の設置・撤収は、官庁訪問の進行等の都合により、日時及び回数が変更となる場合があるため、その際は官側と協議の上、適切に対応するものとする。

る。

## ア パーテーションの設置及び撤収

### (a) 設置・撤収要領

#### 【講堂】

別紙第2から別紙第4に示すレイアウトを基準として、パーテーション(高さ1.8m以上)を用いて、面接ブースを36か所設置する。なお、細部は官側の指示によるものとする。

撤収は、設置した全てのパーテーションを撤去し、現状に復旧するものとする。

講堂への資材の搬出入は講堂西側の路上に車両を停車させ、階段(約40段・幅3.2m)を使用して講堂2階西側出入り口から行うものとする。講堂への搬入経路上の扉の開口部の最小寸法は横2.0m×高さ2.4mである。なお、搬出入に際し、必要に応じて養生を契約相手方により行うものとする。

#### 【E2棟】

別紙第5及び別紙第6に示すレイアウトを基準として、パーテーション(高さ1.8m以上)を用いて、面接ブースを7か所設置する。なお、細部は官側の指示によるものとする。

撤収は、設置した全てのパーテーションを撤去し、現状に復旧するものとする。

E2棟会議室への資材の搬出入はE2棟西側の路上に車両を停車させ、E2棟地下1階西側出入り口からエレベーター(開口部寸法:横1.2m×高さ2.3m、内寸:横1.7m×奥行き1.3m×高さ2.3m)を使用して行うものとする。なお、搬出入に際し、必要に応じて養生を契約相手方により行うものとする。

### (b) 設置器材

契約相手方が提供する。

## イ 机及び椅子の設置及び撤収

### (a) 設置・撤収要領

別紙第2から別紙第6に示すレイアウトを基準として、机及び椅子を設置する。机及び椅子は、講堂横の倉庫に収納されているもの(別紙第2記載)及びE2棟会議室内に備え付けのものを使用するものとする。なお、細部は官側の指示によるものとする。

撤収は、設置した全ての机及び椅子を上記倉庫及びE2棟会議室に収納し、現状に復旧するものとする。

設置数量は下表のとおりとする。

品名	場所		E2棟 ブース
	講堂 ブース	講堂 その他	
机(折り畳み式)	36台	24台	7台
椅子(折り畳み式)	74脚	40脚	14脚

(b) 設置器材

講堂に設置する机 60 台のうち 20 台（幅 180 cm×奥行 60 cm×高さ 70 cm）を契約相手方が提供し、残余の物品については官側が提供する。運搬時の破損等については、契約相手方で補償するものとする。

5 提出書類

契約相手方は、下表に示す書類を官側に提出すること。

提出書類	提出時期	数量	媒体の種類
業務実施体制（名簿）	契約後速やかに	1 部	電子
実施計画書	契約後速やかに	1 部	電子
作業実施報告書	2025 年 6 月 27 日（金）	1 部	電子

6 検査

本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が実施する。

7 その他

- (1) 契約相手方は、本契約を履行する上で得られた情報を、漏洩又は転用してはならない。なお、本規定は、本契約終了後においても有効に存続する。
- (2) 本仕様書に規定するもののほか、本役務の実施に必要な器材等が発生した場合は、官側と調整の上、原則として契約相手方が準備する。
- (3) 本役務の実施にあたっては、官側の施設及び設備等に損傷を与えることのないよう、必要に応じ養生等を行う。また、官側の施設及び設備等への運搬時の破損等については、契約相手方で補償するものとする。
- (4) 本仕様書において、疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議するものとする。
- (5) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

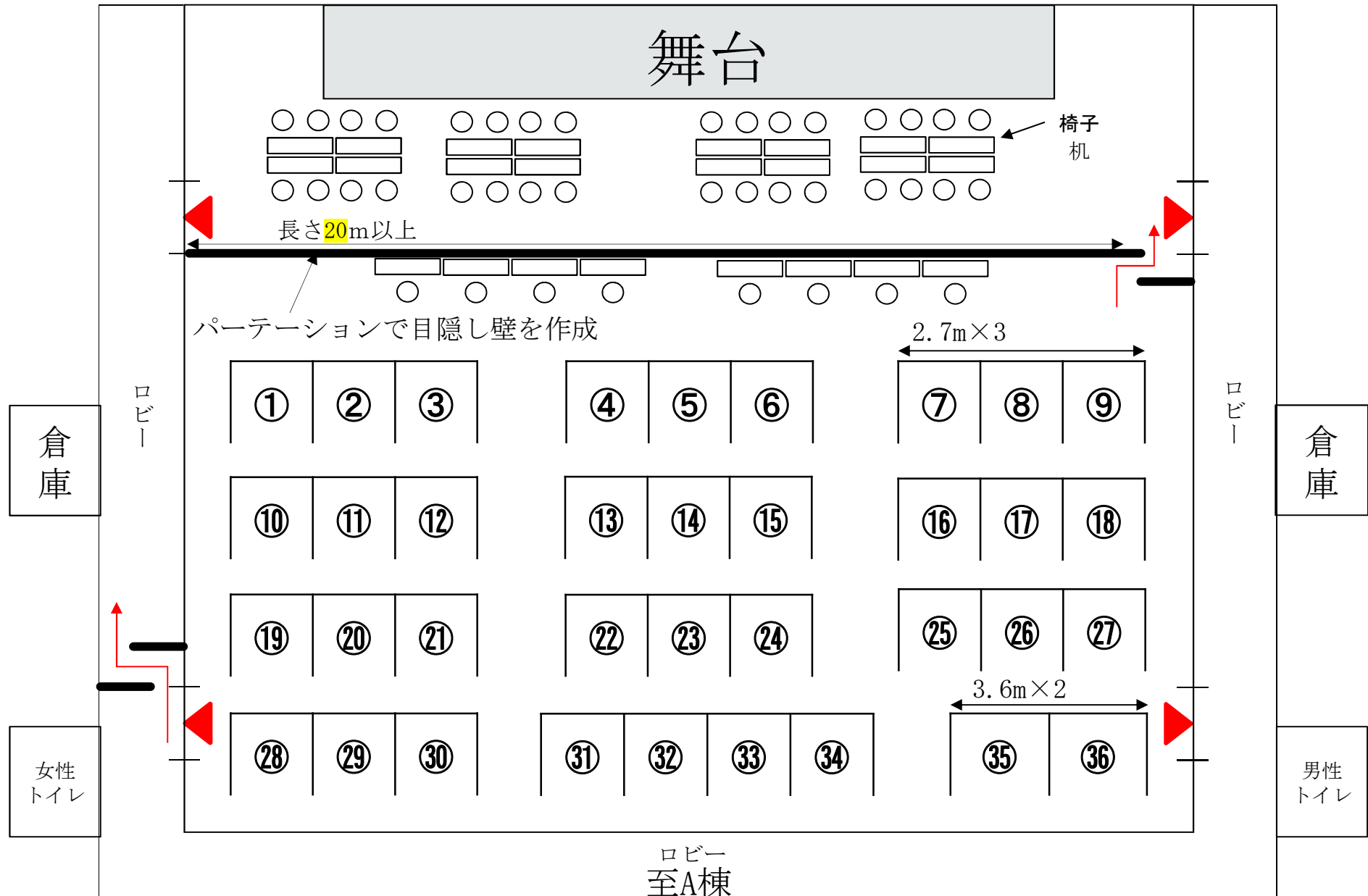
# 防衛省市ヶ谷庁舎配置図



※仕様書と本紙の記載内容に差異がある場合は仕様書の記載を優先するものとする。

# A棟2階講堂レイアウト

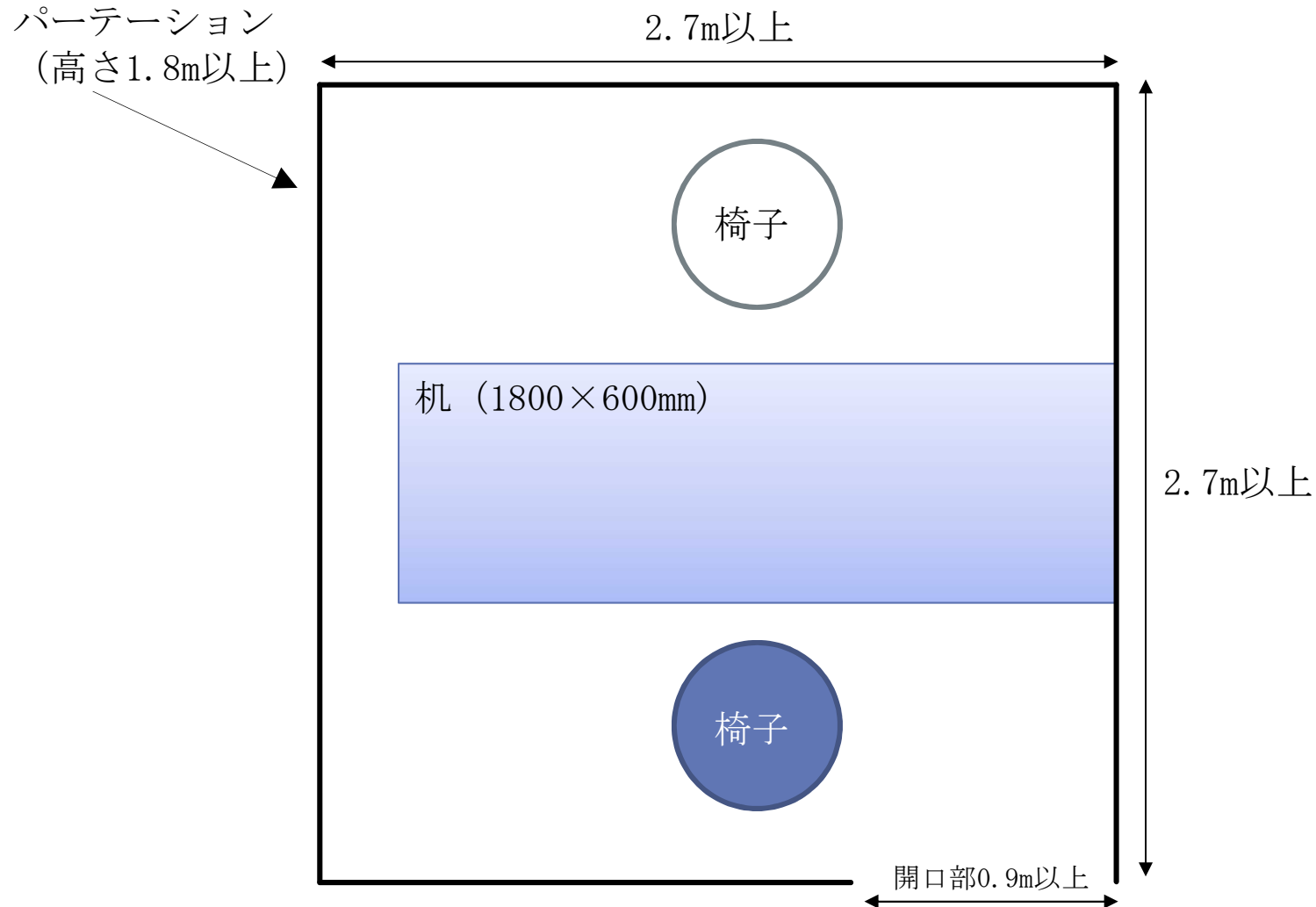
(別紙第2)



※仕様書と本紙の記載内容に差異がある場合は仕様書の記載を優先するものとする。

# 面接ブース (①~③④) 詳細

(別紙第3)



※仕様書と本紙の記載内容に差異がある場合は仕様書の記載を優先するものとする。

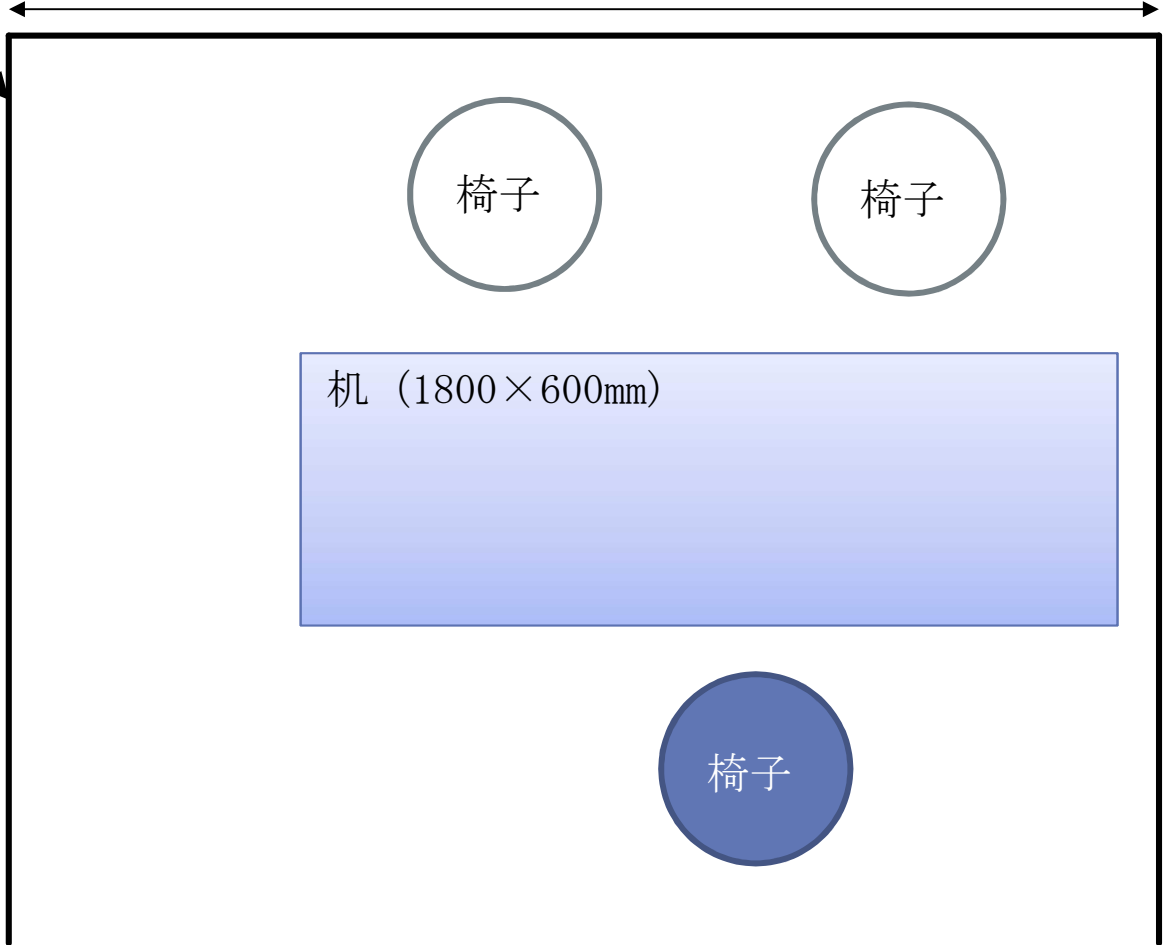
数量：椅子2脚、机1台

# 面接ブース (35~36) 詳細

(別紙第4)

パーティション  
(高さ1.8m以上)

3.6m以上



2.7m以上

椅子

椅子

机 (1800×600mm)

椅子

※仕様書と本紙の記載内容に差異がある場合は仕様書の記載を優先するものとする。

数量：椅子2脚、机1台

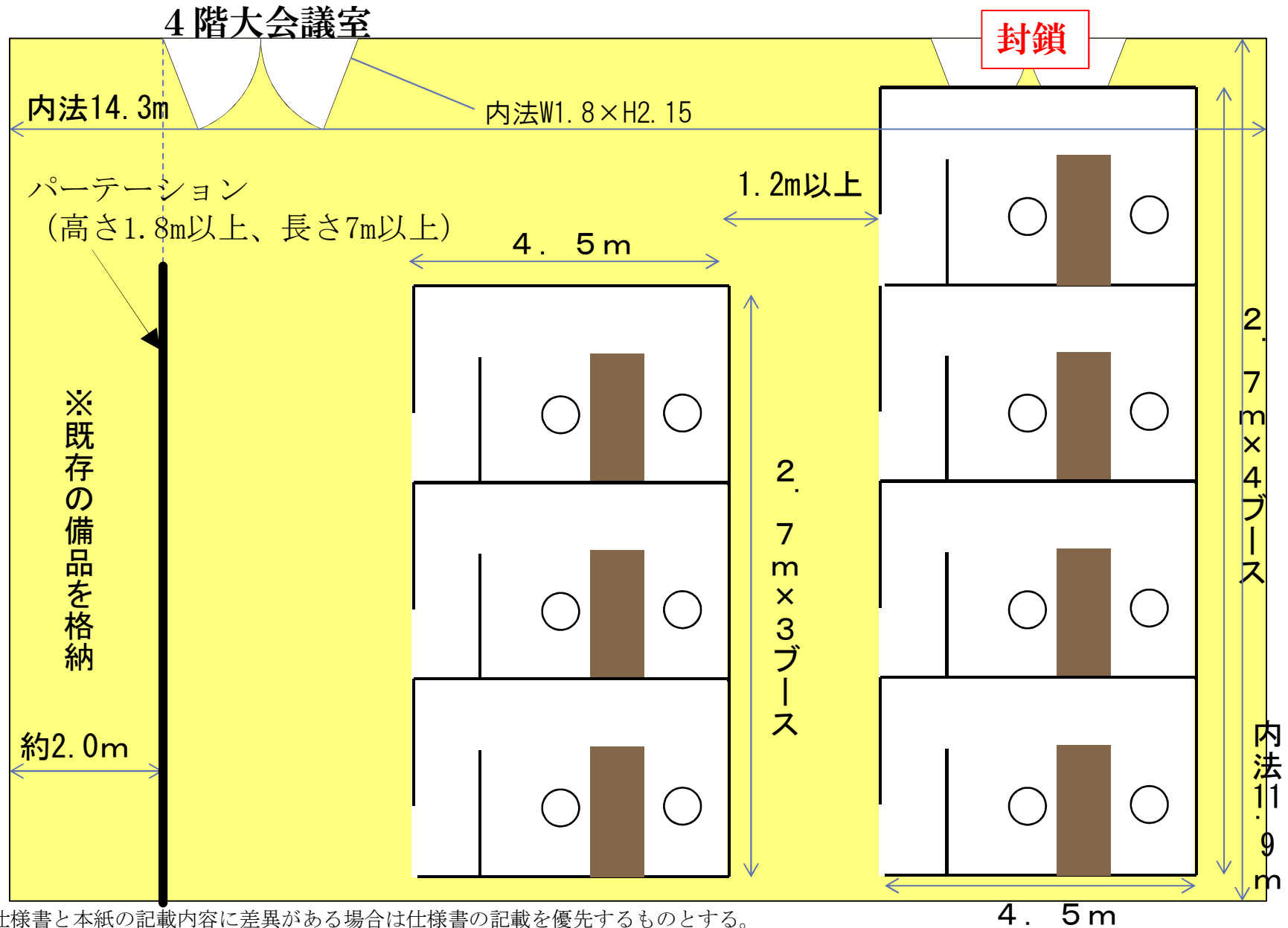
# E 2棟会議室配置図



※仕様書と本紙の記載内容に差異がある場合は仕様書の記載を優先するものとする。

# E 2棟パーティション配置図

(別紙第6)



※仕様書と本紙の記載内容に差異がある場合は仕様書の記載を優先するものとする。

数量：椅子14脚、机7台 パーティションは高さ1.8m以上とする